

「会費に関してお知らせがあります」

公益社団法人大阪府鍼灸師会会長 得本誠
財務担当理事 北川肇

会費徴収方法変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

会費徴収方法の変更のお知らせを致します。

公益社団法人の会費に関して、現在6カ月に1回の引き落としになっております。

当会は、大阪府民の為の公益社団法人です。公益社団法人の財務ではキャッシュフローを潤沢に持つことは厳しく制限されています。昨年8月1日の実地指導の際にも、大阪府より当会の遊休財産に関する指導がありました。

当会は、公益社団法人の性質上、キャッシュフローが少なく、新型コロナウイルス感染禍で、経済的にダメージを負った鍼灸院の会員に対して、会費の減免や免除はできないのが現状です。

そこで、会費の減免や免除はできませんが、会費の徴収方法の変更を、令和2年6月21日の理事会にて、決議致しました。

会費徴収に関して、

令和2年10月より、現行6カ月に1回の引き落としではなく、2カ月に1回の引き落としに変更致します。

また、令和2年5月24日の理事会で決定しましたが、第11条退会(1)を今年度中は凍結いたします。

本年4月より会費の支払いがなくても即退会にはなりません

(会費の免除ではありません。会費の猶予の話です。)

第11条退会

(1) 第7条の支払い義務を6ヵ月以上履行しなかったとき。

謝金に関する変更

併せて、令和2年6月21日の理事会にて謝金減額を決定しました。財政健全化を目標に委員の謝金に関して、現行「上限5,000円/日」を「上限3,000円/日」に変更致します。理事監事の役員報酬の変更に関しては総会決議が必要ですが、来年の総会までの間は委員謝金と同額の「上限3,000円/日」にするとの申し合わせを行いました。

現行	変更後
<ul style="list-style-type: none">●会費徴収6カ月に1回の引き落とし●委員謝金 1時間1000円、上限5,000円/日(交通費は除く)	<ul style="list-style-type: none">●10月より会費徴収2カ月に1回の引き落とし(今年度の第11条退会を凍結)●委員謝金上限3,000円/日(交通費は除く)●理事監事の役員報酬変更は総会決議事項であるため正式決定まで委員謝金と同じ上限3,000円/日(交通費は除く)に申し合わせ。

※新型コロナウイルス感染禍における適正な組織運営のためにも会員の先生方に於いてはご理解の程宜しくお願い致します。